

都市計画税の使途状況について

○町税は、その使途が特定されない「普通税」と使途の特定されている「目的税」の2種類に区分されます。

津幡町で課税している目的税は「都市計画税」で、法律によりその使途は公園や下水道整備などの都市計画事業又は土地区画整理事業と定められています。

平成29年度における都市計画税収入額 1億7,872万円 の使途状況は次のとおりです。

単位：万円

	事業費	事業費の財源内訳			
		国県支出金	地方債	都市計画税	その他
街路整備事業	1,579	816	680	17	66
公共下水道整備事業	49,184	18,935	25,550	731	3,968
町債返済金（※）	144,950	0	33,550	17,124	94,276
計	195,713	19,751	59,780	17,872	98,310

※過去の都市計画事業又は土地区画整理事業のために借り入れた町債の返済金